

食料・農業・農村政策審議会農業保険部会 家畜共済小委員会 報告概要

1 家畜共済診療点数表の改定について（詳細は別紙のとおり）

（１）「初診」の追加

農業保険法に基づいて、令和２年１月１日以後に共済掛金期間が始まる共済関係から、初診料が補償の対象となるため、適用範囲等を明確の上、「初診」の追加を行う。

（２）「薬治」の備考の見直し

獣医師から畜主に交付する医薬品の範囲が広がることで、獣医師の往診に係る負担が軽減され、畜主の金銭的負担も軽減されることから、「薬治」の備考を見直し、注射薬の「薬治」も共済金の支払対象とする。

（３）「指導」及び「指導書」の削除

畜産の現場においては、疾病予防の目的で指導を行うようになり、疾病にかかってから、診療点数表の備考に定める指導（乳房炎等についての飼養法及び管理法の指導）を行わなくなったことから、「指導」及び「指導書」を削除する。

（４）「関節洗浄」及び「静脈内灌流法」の追加

「関節洗浄」及び「静脈内灌流法（※）」については、家畜の死廃事故の原因となる感染性関節炎等への効果が明らかになってきたことから、これらを追加する。

※駆血帯によって血流を一時的に止めることで、患部に効率良く薬剤を暴露する治療法。

2 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法について（詳細は別紙のとおり）

（１）医薬品の価格の算定方法について

平成29年度より完全に加重平均方式へ移行した算定方法により、これまでのところ、収載医薬品の供給停止にほとんど影響を与えていない実態にあることから、これまでの算定方法は継続する。

(別紙)

諮問事項

2 家畜共済診療点数表の改定の考え方について

【調査審議結果】

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

諮問どおり、「最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「第1診察料」の種別に「初診」を追加する。
- (2) 「第6処置料」の種別に「関節洗浄」を追加する。
- (3) 「洗浄」の「眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄及び膣洗浄」に「包皮洗浄」を追加する。
- (4) 「第6処置料」の種別に「静脈内灌流法」を追加する。
- (5) 「第6処置料」の種別に「点眼」を追加し、これに伴い、「眼洗浄」の備考を削除する。
- (6) 「第6処置料」の種別に「点耳」を追加する。
- (7) 「第8手術料」の種別に「膀胱穿刺」を追加する。
- (8) 「第3文書料」の「指導書」及び「第7指導料」の「指導」を削除する。
- (9) 「第6処置料」の「瀉血」を削除する。
- (10) 「往診」の備考に、1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合であっても、往診距離として計算できることを規定する。
- (11) 「薬治」の備考1を「医薬品を畜主に交付することをいう。」に変更する。
- (12) 「細菌分離培養検査」の備考に、臨床型乳房炎について選択培地を用いた場合及び増菌培地を用いた場合の増点を規定する。
- (13) 「血液生化学的検査」の備考に、ポータブル測定器を用いて血液中の β ヒドロキシ酪酸を測定した場合及びポータブル測定器を用いて血液中の血液ガスを測定した場合の規定を追加する。
- (14) 「血液生化学的検査」の備考に、血球数自動計数装置により血色素量を測定した場合は、本種別の点数を適用しないことを規定する。
- (15) 「血清学的検査」を「ELISA検査」、「ラテックス凝集反応検査」、「血球凝集反応検査」、「沈降反応検査」及び「その他の血清学的検査」に分類する。

- (16) 「第4検査料」の種別に「PCR検査」を追加する。
- (17) 「外傷治療」、「その他の外科的処置」及び「切開手術」の備考に、ギプス包帯を使用した場合及びギプスを除去した場合の規定を追加する。
- (18) 「切開手術」の備考に、伸縮性接着包帯を使用した場合の規定を追加する。
- (19) 「開腹」の「その他の開腹」の備考について、適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定する。
- (20) 「開腹」の「その他の開腹」の備考を変更することに伴い、「ヘルニア整復」の備考より、感染を伴う臍帯遺残構造物の摘出を行った場合の規定を削除する。
- (21) 「子宮捻転整復」の備考に、開腹により整復した場合の増点については、「胎児の回転法」の点数に加算することを明記する。
- (22) 「鎮静術」の備考の適用範囲に「超音波検査」を追加する。
- (23) 「開腹」の「腸管手術」の備考に、馬の結腸捻転の整復を行った場合の増点を規定する。
- (24) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加する。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第166条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

諮問どおり、「診療に直接必要な医療品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療機器等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「膣脱整復」について、陰門縫合を行った場合の点数を引き上げる。
- (2) 「開腹」の「その他の開腹」について、備考にある適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定することに伴い、点数を引き下げる。
- (3) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加することに伴い、点数を引き下げる。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第117条の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

諮問どおり、「診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業保険法（昭和22年法律第185号）第144条第2項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、

種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行う」ことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) 「開腹」の「その他の開腹」について、備考にある適用範囲を削除し、剥離、切除等の処置を行った場合の増点について規定することに伴い、点数を引き下げる。
- (2) 「骨折整復」の「観血整復術」の備考に、骨接合版を除去した場合の規定を追加することに伴い、点数を引き下げる。

4 家畜共済診療点数表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表は「令和2年1月1日から適用する」ことは適当と判断する。

諮問事項

3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法について

【調査審議結果】

1 収載できる医薬品の基準

「収載できる医薬品の基準」について、適当と判断する。

なお、「収載できる医薬品の基準」の（２）について、本小委員会の家畜共済診療点数表の改定に係る報告概要のとおり家畜共済診療点数表が改定される場合には、以下のとおり種別を追加する必要がある。

- （１）家畜共済診療点数表の〔第６処置料〕の種別に「静脈内灌流法」を追加することに伴い、静脈内灌流法を追加する。
- （２）家畜共済診療点数表の〔第６処置料〕の種別に「点眼」を追加することに伴い、点眼を追加する。
- （３）家畜共済診療点数表の〔第６処置料〕の種別に「点耳」を追加することに伴い、点耳を追加する。

2 価格の算定方法

収載医薬品の供給の実態を踏まえつつ、「価格の算定方法」について、適当と判断する。

3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表付表薬価基準表は「令和２年１月１日から適用する」ことは適当と判断する。

**食料・農業・農村政策審議会 農業保険部会
家畜共済小委員会 委員名簿**

(専門委員)

あらい 新井 さちこ 佐知子 麻布大学獣医学部
講師

いとう 伊藤 みつぎ 貢 有限会社あかばね動物クリニック
取締役

(座長) かたもと 片本 ひろむ 宏 宮崎大学農学部
教授

ごとう 後藤 ただひろ 忠広 北海道農業共済組合連合会研修所
係長

なかがみ 中上 まさひろ 正弘 あすかアニマルヘルス株式会社
相談役

はたなか 畠中 みどり みどり 兵庫県農業共済組合連合会淡路基幹家畜診療所
三原診療所
副所長

みぞもと 溝本 ともこ 朋子 千葉県農業共済組合連合会南部家畜診療所
所長

(五十音順、敬称略)